

わかば保護者会資料

<令和4年度 特別支援教室の運営について>

- 1 特別支援教室の形態
- 2 指導期間
- 3 退室の考え方
- 4 継続意向調査について
- 5 今後の予定

1 特別支援教室の形態

多摩市は、全校拠点校化を行い、特別支援教室の運営をしてきました。

- ・ 児童は校内に設置された特別支援教室で指導を受けることができる。
- ・ 指導内容はかがやき、運動のような小集団活動と一対一の個別学習などの自立活動を行う。
- ・ 教師が常に学校にいるため、毎日児童の様子が把握でき、指導・支援について担任との連携を図る。

などが全校拠点校化の特徴として挙げられます。

来年度から体制が変わり、巡回指導となります。巡回指導とは、指定された学校に特別支援教室担当教員が通いで授業を行うことです。来年度は、本校を拠点校として西落合小学校で指導を行うとともに、新たに東落合小学校の指導を担うこととなりました。

巡回指導を行う上で、今までと変わることで変わらないことがあります。まず、変わることは、「特別支援教室担当教員が他校に指導に行くため、西落合小学校にいない日がある」ということです。変わらないこととしては、「児童は校内に設置された特別支援教室で指導を受けられること。」「かがやき、運動、個別のようにわかばでの指導内容は変わらないということ。」そして、「専門員は常に学校にいる。」ということです。

1 現行の特別支援教室の形態

拠点校

西落合小学校



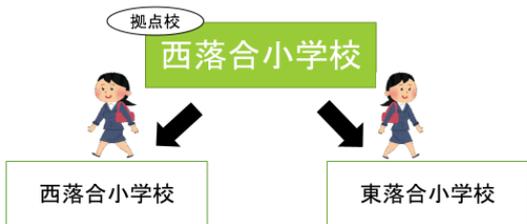
拠点校としてやってきたこと

- ・ 児童は校内に設置された特別支援教室で指導を受ける。
- ・ 指導内容は小集団活動、個別などの自立活動を行う。
- ・ 拠点校のため、教師が常に学校にいる。

1 巡回指導になります

拠点校

西落合小学校



西落合小学校

東落合小学校

1 巡回指導

変わること

- ・ 特別支援教室担当教員が他校に指導に行くため、西落合小学校に**いない日**がある。

変わらないこと

- ・ 児童は校内に設置された特別支援教室で指導を受ける。
- ・ 指導内容は自立活動。(かがやき・運動・個別)
- ・ **専門員は常に学校にいる。**

来年度からは特別支援教室担当教員が西落合小学校にいない日は、専門員を中心に担任や保護者の方と連携をとる形になります。

そのため、今までと同様、学校全体の指導・支援体制の充実を図っていきます。個別指導計画に基づいて、学級での支援を進めたり、連絡帳を通して、特別支援教室での指導内容・成果を担当と共有したりすることで、児童が学級で安心して過ごせるようにしています。また、校内での情報を共有することで、学校内の全ての教職員が取り組んだり、PT、SCの活用、特別支援教室担当教員、専門員による観察を行ったりすることで、支援の充実を図ります。

このように、特別支援教室担当教員が校内にいない日でも支援を継続して行うことができますのでご安心ください。

1 学級・学校での支援

- ・ 個別指導計画や特別支援教室での指導内容・成果を校内で共有する。
- ・ 学校内の全ての教職員が取り組む。
- ・ PT、SCの活用、専門員による観察を行う。

2 指導期間

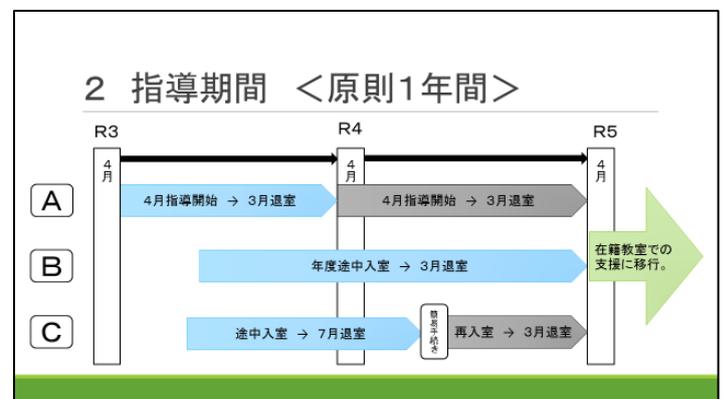
特別支援教室の指導は原則1年間となります。目標に対してもう少し指導を継続したい、児童の困難さが新たに見付かる等、一定の条件を満たす場合は指導を延長することができます。しかし、来年度からは**再設定する指導期間は最長1年間**となります。

パターンAでは、4月から指導が開始された場合、その年度終わりの3月に退室となります。

しかし、新たな困難さが見付かった場合、次年度の指導を継続し、最大3月まで指導を行うことができます。パターンBでは、今年度の途中、例えば6月から入室した場合、次の年度の入室月6月で1年となるため、年度をまたいだ3月が指導終了となります。パターンCでは、一度退室した場合です。退室をした後、数か月クラスでの適応状況を観察し、困難さがまだ残っている場合、簡易的な手続きで再入室することができます。この場合も、原則と照らし合わせると年度末の3月が退室の基準となります。

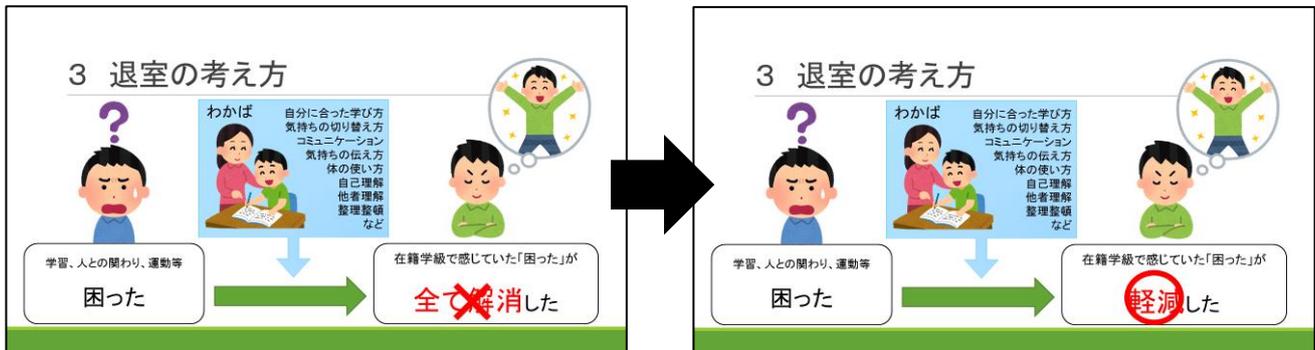


今わかばに通っている子供たちは実際には1年以上指導を継続している児童が多いため、来年度の指導が継続となった場合は、在籍学級における支援への移行に向けて指導を進めていきます。



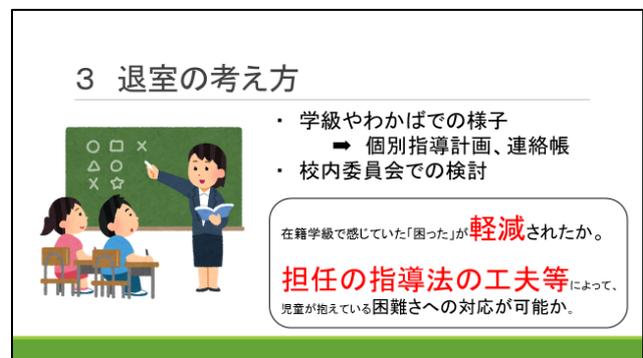
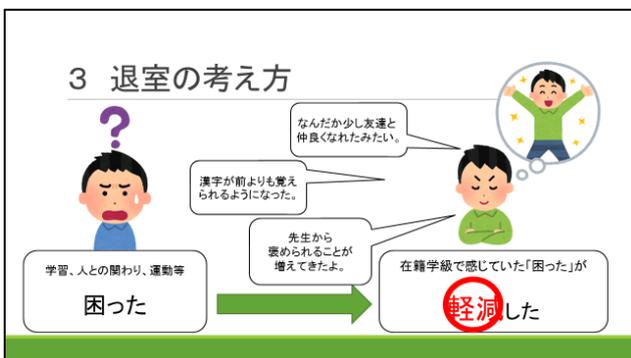
3 退室の考え方

退室の考え方は、「お子さんが抱える困難さがわかばで指導を受けることで、在籍学級で感じていた困難さが**全て解消した**。」という基準ではありません。「わかばで指導を受けることで、在籍学級で感じていた困難さが**軽減した**かどうか。」が判断基準となります。



退室の判断基準としての一つ目は、友達とのけんかが減り、仲良く遊べるようになってきたことや、学習の方法を取り入れて勉強の「できた」「分かった」が増えた、担任から褒められることが増えたなど、子供たち自身が、困難さが解消されていると実感しているかどうかです。

二つ目は、校内での教員の見取りです。担任や特別支援教室担当教員、専科教員などが子供たちの学校生活の様子を見ていく中で、「子供たちの困難さが軽減されてきているかどうか」、「担任の指導法の工夫等によって児童が抱えている困難さへの対応が可能かどうか」を検討する中で、退室の判断をしていきます。



退室への不安は大きいと思います。しかし、学校全体の指導・支援体制を整えているため、退室したら支援が途切れることはありません。本人に合った支援を、在籍学級での支援に移行したと考えていただければと思います。

また、特別支援教室担当教員がいる日は、子供たちの様子を見に行くこともありますので、必要に応じて担任に支援方法を助言する等、子供たちが教室で安心して過ごせるようにしていきます。

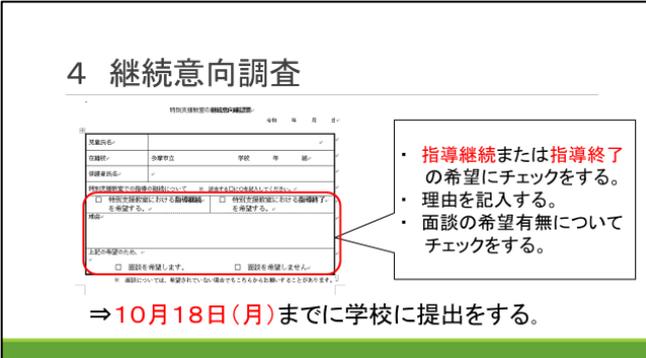


4 継続意向調査について

10月にわかばの継続・退室の意向調査を行います。

後日わかば通室児童を対象に配布いたします、継続意向調査の用紙にご記入ください。なお、継続・退室についての合意形成を図りたく存じますので、必要に応じて面談をさせていただきます。面談をご希望されなかった場合でも、こちらから面談をお願いすることがありますので、ご承知おきください。

4 継続意向調査



- ・ 指導継続または指導終了の希望にチェックをする。
- ・ 理由を記入する。
- ・ 面談の希望有無についてチェックをする。

⇒10月18日(月)までに学校に提出をする。

来年度の特別支援教室の運営は今年度と違う部分がありますが、子供たちの学びが変わることはありません。今年度と同様に、子供たちに寄り添い、在籍学級で自分の力を発揮できるように支援を続けていきます。今後とも、ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

何かご質問等がありましたら、特別支援教室わかばまでご連絡ください。

5 今後の予定

前期後半 9月2日(木)～10月1日(金)

わかば公開 中止

※ 市内の新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みて、中止とさせていただきました。ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

後期前半 10月11日(月)～12月22日(水)

個人面談 11月(継続・退室意向調査を受けての面談)
12月(希望制)